## 議案第173号

指定管理者の指定について

さいたま市立西浦和放課後児童クラブ等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 別紙のとおり
  - (2) 名 称 別紙のとおり
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
  - (2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
  - (3) 代表者 理事長 船戸 均
- 3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## (別紙)

\(\frac{1}{2}\)	<del> </del>
所 在 地	名称
さいたま市桜区田島2丁目16番7号	さいたま市立西浦和放課後児童クラブ
さいたま市桜区大字大久保領家331 番地	さいたま市立大久保東放課後児童クラ ブ
さいたま市桜区南元宿1丁目11番1 号	さいたま市立土合放課後児童クラブ
さいたま市桜区栄和1丁目7番1号	さいたま市立栄和放課後児童クラブ
さいたま市桜区田島10丁目7番14 号	さいたま市立田島放課後児童クラブ
さいたま市桜区新開2丁目18番1号	さいたま市立新開放課後児童クラブ
さいたま市中央区本町東5丁目23番 14号	さいたま市立与野八幡放課後児童クラ ブ
さいたま市中央区鈴谷5丁目1番1号	さいたま市立鈴谷放課後児童クラブ
さいたま市中央区新中里1丁目6番2 8号	さいたま市立大戸放課後児童クラブ
さいたま市中央区本町東3丁目5番2 3号	さいたま市立与野本町放課後児童クラ ブ
さいたま市中央区円阿弥4丁目3番7 号	さいたま市立与野西北放課後児童クラ ブ
さいたま市中央区上落合1丁目7番3 3号	さいたま市立下落合放課後児童クラブ
さいたま市中央区上落合4丁目14番 24号	さいたま市立上落合放課後児童クラブ
さいたま市中央区大戸6丁目2番19 号	さいたま市立与野南放課後児童クラブ
	さいたま市立大戸児童センター
さいたま市桜区大字神田541番地1	さいたま市立神田放課後児童クラブ
さいたま市桜区大字五関21番地	さいたま市立大久保放課後児童クラブ
さいたま市桜区中島1丁目28番1号	さいたま市立中島放課後児童クラブ
さいたま市中央区本町東5丁目17番 25号	さいたま市立与野本町児童センター
	与野本町老人憩いの家
さいたま市中央区下落合7丁目11番 9号	さいたま市立向原児童センター

さいたま市桜区大字大久保領家131 番地6

さいたま市立大久保東児童センター